

平成25年度 第3回掛川市行財政改革審議会議事録

日 時	平成25年5月30日（木）午後7時00分～午後8時55分
場 所	掛川市役所4階 会議室1
出席者	伊藤鋭一会長、山内秀彦副会長、荒木直二委員、馨 敏郎委員、鈴木純一郎委員、高田直由樹委員、高橋祐二委員、西村康正委員、藤田美知子委員
掛川市	伊村副市長、中山企画政策部長、新堀都市建設部長、平出教育次長、佐藤企画政策部参与、佐藤都市建設部参与、鈴木企画調整課長、榛葉都市政策課長、松本社会教育課長、溝口中活室長、中活室石川主任、大井企画調整課主幹、松本スポーツ振興係長、都築行革推進係長、稲垣
傍聴者	27人（一般傍聴者7人、市議会議員4人、市職員16人）

（審議会内容）

1 開 会

鈴木企画調整課長

皆さんこんばんは。定刻になりましたので、ただ今から平成25年度第3回掛川市行財政審議会を始めます。始めに伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 挨拶

伊藤会長

皆さんこんばんは。お忙しい中をお集まりをいただきましてありがとうございます。私共を取り巻く環境の中で、最近の話題というのは円安と株高です。非常に好調に株も上がってきましたが、ここ2～3日で一気に大幅ダウンという感じでございます。天気も梅雨入りして、ちょっとジメジメした感じがあるわけですが、掛川市においては昨日、茶草場農法の世界農業遺産登録という素晴らしいニュースが報道されまして、私自身も嬉しく思った次第でございます。

いずれにしても、協働の精神の下で、今日のテーマでもあります東街区再開発事業の問題、それからさんりーなの問題、こういうことも協働の下で知恵を絞って、力を合わせて一生懸命、より良い掛川市の構築に向けて頑張りたいと思う次第でございます。よろしく申し上げます。

鈴木企画調整課長

ありがとうございました。続きまして、伊村副市長よりご挨拶を申し上げます。

伊村副市長挨拶

改めまして皆さんこんばんは。25年度になりまして第3回の審議会ということですが、その他の会議においても大変ご熱心に取り組んでいただきまして感謝を申し上げたいと思います。本来ですと市長が出席をして、意見書を受けるという形を取るべきですが、今、市長自身は列車で掛川に向かっておりまして、掛川駅には20:30着ということで、この会議には間に合わないものですから、私が代わって出席をさせていただくという状況でございます。

今、伊藤会長の方からお話しいただいたように、世界農業遺産「茶草場農法」ということで、おかげさまで登録ができ、これから掛川のお茶を日本だけではなく全世界に情報発信できるということで、私共も大変意気込んでおります。

実は偶然でこういうことが出来た訳ではなく、環境政策課では、10年以上前から5つの類型を5年周期で行う自然環境調査を毎年やってきました。その結果、市内には多様な生物が数多く生息しているということが分かり、それらを保護・保全していくために平成18年度に自然環境保全条例を作りました。その条例では、市内の希少動植物の指定、それから場所の指定をしました。その代表的なものは小笠山と粟ヶ岳です。粟ヶ岳では、フジタイゲキという植物とカケガワフキバッタを指定して保護するために、条例で決めた手続きを踏まえ、地元で勉強会などを開催しながら実践してきました。粟ヶ岳の周辺でなぜそれができたかと言いますと、茶草を一生懸命刈ることにより、循環型或いは自然との共生型の農業が行われてきたことにあると思います。いずれこの活動が認められるのではないかという淡い期待の元にやってきたということで、平成19年1月の条例制定から5～6年ほど継続し、今日までやってきたという成果の表れだと思えます。（世界農業遺産に）たまたま認定されたのではなく、以前からそれだけの準備をしてきたということでもあります。

松井市長は、NHKの「ためしてガッテン」で掛川茶が一世を風靡した後、放射能問題などにより強い打撃を受けた時に、もう一度注目を集める工夫は何かないかと考えていました。ちょうどそういう意味では自然環境調査を10年以上前から続けてきた結果が認められ、大変幸運なことに認定を受けることに繋がったと思っております。

おそらく、しっかりした用意周到な計画があれば、良い結果が出ると思っております。本日の東街区再開発のことについて色々なご意見をいただき、市長は「行財政改革審議会の提言内容は市民の目線そのものだ」と言っていますので、どのような提言内容をいただくにしても、しっかり取り組んでそれを良い意味で内省化して、しっかり事業化するということが、市民目線でもあり、結果的に最も効率の良い事業になるという確信を持っております。準備をし、十分に知恵を出していくと、その先に花が咲くというのは、「ためしてガッテン」或いは今回の茶草場農法の認定で経験しています。それらを踏まえますと、事業着手しても、実際に店舗が営業するまでにはまだ2年程度ありますので、今考えるものをベースにしながらも、これまでの成功例をしっかり事業に反映させ

ていくように考えております。例えば、市内の成功例で言えば道の駅です。あれだけ狭いところでも、年間6億円売り上げている実績がありますし、これっしか処も年間3億円近い売り上げを出しています。そこで培ったノウハウなどをふんだんに取り入れて、皆様からいただいた提言をしっかりと実施していくように考えていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます
少し長くなりましたが、以上、私からのご挨拶とさせていただきます。

鈴木企画調整課長

ありがとうございました。次第3番の意見書の提出に移る前に資料の確認をお願ひいたします。

都築行革推進係長

それでは資料の確認をお願ひします。最初に次第。それから、駅前東街区再開発事業計画に対する意見書。それから、本日の審議事項であります総合体育館さんりーなの関連資料が3つ。資料1、2、3と右肩に印を打ってあります。ご確認をお願ひします。
それでは宜しくお願ひします。

3 意見書の提出

鈴木企画調整課長

それでは3番の意見書の提出でございますが、ここからは会長に進行をお願ひいたします。

伊藤会長

本日の日程ですが、再開発事業について約40分程度取りまして、その後さんりーなの関係の審議です。これについては今日は資料を提出していただいたので、市からの説明を受けた後に、若干質問の時間も含めて約1時間という予定で考えております。終了は9時頃を目途にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

早速、再開発事業に関してですが、意見書が手元にあると思ひますのでまずそれをご覧ください。説明は約20分と考えていただきたいと思います。

「駅前東街区再開発事業計画に対する意見書」

1 これまでの経緯 (資料の朗読)

2 第1期行革審において指摘した事項

(1)平成23年度1月25日提出の提言書も簡単にそこに書いてございますが、ここでは、次のページ2(2)平成23年11月30日提出の最終提言書における内容について説明させていただきます。(資料の朗読)

3 今般、提出された計画内容(1)事業費と調達計画 別添資料2のと

りです。

これは全体像をまとめてありますので、10ページのA3版資料2をご覧ください。

この表は全体計画をできるだけ簡潔かつ全体像が分かるようにまとめました。掛川駅前東街区再開発事業計画比較表です。1番目に建設計画、当初計画と現計画の事業費を比較しております。当初計画というのは、第1期行革審で検討の俎上に上がった平成22年11月時点のものです。建設計画でいうと、支払が3,734百万円などを書いてありまして、右欄には各項目の説明が書いてあります。

また、2番目には保留床処分金の内訳が、3番目には弥栄かけがわ(株)の建物取得計画。4番目にかげがわ街づくり(株)の建物取得計画、といったような配置でございます。

それでは、意見書2ページに戻っていただきたいと思います。

3 今般、提出された計画内容 (2)計画の要点です。当初計画が約47億円でしたが、現計画では35億円と約12億円減少、圧縮されました。主な圧縮内容は、建築物全体が規模縮小となり、北棟13階が12階になり、南棟4階が2階だてに変更されました。

商業床の縮小については、当初計画が4,500㎡だったのが、現計画では1,584㎡となり、2,916㎡の縮小となっています。それから、分棟化によるコストダウンということで、南棟を商業棟と立体駐車場とに分けたことで建設費の削減が図られました。

4 計画に対する判断、評価 (資料の朗読)

5 提言・・・計画に対する意見、要望 (資料の朗読)

以上が意見書の全体でございますが、その後に、参考として議論の過程で各委員から出された個別意見を記載してございます。以上が全体の説明ですが、委員の中で何か補足がありましたらお願いします。

鈴木委員

この意見書に書いてあることについて、この後、実施状況をどうフォローし、チェックしていくのかということを考えて欲しいです。特に市民ファンドについては、市が計画を作ってそれを実施するということをチェックしていく必要があると思います。その機能をここ(行革審)でやるという確認をしていただきたいと思います。

市民ファンドの場合、どのように設計するかという点でいくつか問題があると思うのですが、例えば第3者割当てやるとか、株主割当てやるということになりますと、市民が広く参加するという形になりませんので、公募という形にしてもらわなければいけないし、地権者の株の割合が何%かっていう所も大事だと思いますしね。後は発行のタイミングは、できるだけ早い方が良いと思います。そのタイミングをどうするかということなど、色々とチェックする必

要があると思いますので、それらの点を確認しておいた方が良いでしょう。

伊藤会長

今後、事務的な問題など多々難しい部分もあるかと思いますが。今のフォローするという部分については特にご異論はございませんか。委員会としてフォローをさせていただくように進めたいと思います。

山内副会長

この意見書ですが、委員の中からは、「市民のためにということを前面に出すべきだ」、また、「周りの商店街にも良い影響が与えられるような計画であるべきだ」、という意見がありました。一部の権利者だけの計画にならないよということであれば、その2つの大きな理由としては、第1種市街地再開発事業という都市計画事業として知事から認可を受け、公共事業と同等の事業という位置付けの下、都市計画決定を受け、その分、税制優遇とか、補助金だけではなくてそういうのも受けてやる事業であるということ、公共が行う事業と同等であるということ念頭に置いていただきたいというのが1つ。だから、単なる商業の場ではないということも1つあります。安心安全といってもただ単にそういうことではない。もう1つは、ただ単に補助金だけではなくて、土地自体に市の所有地が残るわけですね。これを転出とか何かではなくて、借地ではありますけど、建物は持たずに土地としては残っている。これは市民の財産として残すわけですが、そういう意味で流動性のなくなる土地になるわけですから、やはり都市計画事業であるということと、補助金も入れるということ同時に、もう1つは市有地というものは残るということで、市民のために、或いは市民に還元できる、市民が参加できるということを市としては念頭に置いていただきたいなと思っております。そういう目で見ると、1階の商業保留床をどう活かしていくのかということがポイントになってくると思います。そんな形で今後も見守っていきたいというのはあります。どんな形で今後事業計画が決定され、さらに実施設計或いは竣工してからどんな風になっていくか、市民が注目するでしょう。それだけ駅前顔としての期待もあるわけですので、その点も常に念頭に置いていただきたいなと思います。

伊藤会長

他にいかがですか。

それでは、この再開発事業の推進というか、盛り上げることによって街が活性化し、市民の皆さんが本当に利便性が良くなって、明るい掛川市ができるように、念願する次第でございます。

それでは、意見書を市の方へ提出させていただきます。

(委員全員から伊村副市長へ「意見書」を手渡す)

伊村副市長

ただ今、駅前東街区再開発事業に関する意見書をいただきましてありがとうございました。会長の方から細かいところまで、特に私共が良く理解できるようなご説明の内容であったと思います。それを聞きながら思ったことは、私達はこれまで、今言われているようなつもりでやってきたはずだったんですが、よく考えてみると、どこかでまずは事業をしっかりと進めなければならないという点を優先した部分もあったのかもしれないと思います。お聞きしながら改めて反省した部分もあります。今回の事業は、1つはこれから先、採算がしっかり立ち、赤字にならないということを擁立しながらも、やはり、会長や副会長からお話しがあったように公共性の強い事業ですから、市民の期待や街づくりの起爆剤など大きなハードルが改めてありますので、ここからは、今まで掛川市役所が実施した数多くの公共事業の経験を活かし、その中で培ったノウハウや、様々な情報或いはネットワークなどを最大限に活用して、本日提言があったことを確実に実施していくということによってやって参りたいと思います。特にポイントとなる市民ファンドはやるべきだと思いますが、まずは弥栄(株)とか街づくり(株)が増資するのであれば、それに対して市としての必要性を、行革審が言っているからではなくて、掛川市として考えてもそうあるべきだということをお伝えすべきだし、また、会社としても、今の計画内容であって果たして市民ファンドの方法が合うかどうかということを検討し、もっと魅力的な計画に練り上げる必要があると思います。その時に会社独自ではなく、市民参加或いは広く意見を求めるということも書いていただいた通りだと思います。全国的に探してもそのような形で再開発が実施されたという例がないと思いますので、むしろここから、市或いは地権者の皆さん、或いは弥栄かけがわ(株)、かけがわ街づくり(株)の皆さんなど多くの方々から初めてで、言ってみれば海図のない航路に出るようなものです。しかし、これまでの色々な経験を十分に活かして、何年かかっても必ず成功する。やはり言った通り、経験した通りの実現をしたということですので、必ず証明するという決心の下で進めさせていただきたいと思います。これは、今日ここに松井市長に代わって私が出席するという時に、市長の基本的な考えをお聞きした上で、私の言葉でお話しをさせていただいておりますので、市長の気持ちは全く一緒と思っています。今日行革審から意見書をいただいた後の私のコメントというのは、その決意表明と受け取っていただきたいと思います。

それで、最後に1つだけお願いがございまして。これまで募金とか出資を募ってもなかなか集まりません。私は以前、第3セクターの小笠山麓開発を5年やりました。その時に4億5000万の会社を11億5000万に増資する時に、第一線でやらせてもらいました。しかし、なかなかお金を集めて出資をするというのは大変です。従いまして、まずは行革審の皆様も、この内容なら出資しても良いというのであれば、無理のない範囲で結構ですので、一市民としてぜひ参画を

していただきたいですし、株主として意見を言うという形でも関わっていただけたらと思います。そういう意味では、誰が見ても良い計画になったということを書いていただけるような最大限の努力をしていきたと思っております。私の方からは以上です。ありがとうございました。

伊藤会長

大変心強いお言葉をいただきました。ありがとうございました。この提言の中には、なかなかハードルの高い部分もあるかと思いますが、知恵を絞り、力を合わせて、我々は勿論ですが、明るい掛川づくりに全力を尽くして参りたいなと思っております。またフォローする部分を、一応承知しておいていただき、また相談をしながらやっていただければと思います。これが本当の起爆剤となって、掛川市全体の街づくりが素晴らしいものにでき上がることを期待しております。どうもありがとうございました。

それでは2つ目のテーマ「さんりーな」の関係に移ります。

鈴木企画調整課長

次の議題に移る前に少し準備がありますのでの少々お待ちください。

4 審議事項

鈴木企画調整課長

それでは準備が整いましたので、4番審議事項に入ります。

伊藤会長

それでは、さんりーなにいきます。よろしいですか。

最近の話題としましては、今日の新聞に浜松のフルーツパークのことが出ていたり、少し前にはフラワーパークのことが出ておりましたけども、ちょっと形態は違いますけども、いずれにしても民間の知恵をかなり取り入れてるというようなことではないかと思えます。当掛川市におきましても、市の条例に縛られたりとか、色々な仕組み問題等から思うように活動できないという部分もあるのではないかと思えます。

今回、審議会として、このようなものについて条例まで踏み込んだ形で改革モデル事例研究を行ってみようということでございます。特にさんりーなにつきましては、一応金額的にも大きな点がございますので、とりあえず事例研究のモデルとして取り上げさせていただきました。それによって少しでも市の財政に寄与して、市民の皆さんにも色々と喜ばれるような手法の提言ができれば嬉しいなと、こう考える次第でございます。時間的な面で、今日とはにかく市の方から資料に基づいて説明をいただき、その中で質問等があればいただいて、中身の細かなことについては、次回に譲りたいなというように考えております。それでは、市の方から説明をお願いしたいと思います。

都築行革推進係長

まず、事務局の方から説明を始めさせていただきます。資料3をご覧ください。資料3は「指定管理者制度導入施設の評価書」ということであります。これは昨年12月26日に提言がありましたけれども、その際に分科会が色々な検討をしてきた時の資料の一部でございます。これは、東遠カルチャーパーク総合体育館さんりーなの評価を考えたのですが、その評価書でございます。この資料の裏面をご覧ください。裏面中段の少し下に、「3 総合評価」という項目があります。特に中段のところなんですけれども、市の関与が大きいが故に、指定管理者の能力或いは、施設機能が発揮できていないような状況ですので、先程会長さんが仰ったように民間のノウハウや創意工夫を最大限に発揮できるように工夫をすべきであるというような評価をしていただいたわけですね。このような評価の上で、この検討の最終結論としては、1番最後の欄4番なんですけど、○が付いているところ、「独立採算型へ持って行くような色々な工夫をすべきである」という結論をいただき、提言書をいただいたという経緯がありましたので、まず冒頭に説明させていただきます。

平出教育次長

それでは、初めてでございますので自己紹介をさせていただきます。改めましてこんばんは。私は教育委員会の教育次長の平出と申します。この4月から教育委員会の方へ参りました。よろしく願いいたします。

今回は、改革の事例研究ということで、教育委員会の社会教育課所管の東遠カルチャーパーク総合体育館さんりーなをモデルにということで、これから色々検討、意見交換等させていただければというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。お手元の資料につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

松本社会教育課長

社会教育課長の松本です。1年目になります。どうぞよろしく願いいたします。それでは私の方から施設の概要、そして係長の松本から管理運営状況ということで説明させていただきます。

このカルチャーパーク総合体育館さんりーなにつきましては、まず、設置目的というのがございまして、この東遠地域の住民の生涯スポーツ活動の拠点として、総合スポーツ施設として設置されたということでもあります。施設の主な取り組みということで、資料2も併せてご覧いただきたいと思います。まず何よりもアリーナ。2,442㎡、観客席が1,008席、そして車椅子の席が40席。近隣の市町にはない大きなアリーナを持っています。それに付随しまして、武道場、弓道場、研修室、会議室72人の収容ですが、それと、何よりもプール、トレーニングルームがあるのがこのさんりーなの特徴であります。

建設年が平成15年10月のオープンということですので、まもなく10年経過するということでもあります。総事業費につきましては、48億1000万円という巨費を投じました。ただし、国の都市公園事業補助金そして公園緑地起債を財源として建設しました。維持管理上の課題ということで、10年経過しましたので、資料1(6)にありますように、将来予想される改善経費ということで、こういった施設の痛み具合が生じてきているところでもあります。それからご存知のように、指定管理は現在、NPO法人の掛川市体育協会が受けています。期間は、昨年4月1日から平成29年3月31日までということで、5年間の管理をお願いしているところでもあります。それから、24年度から指定管理料に加えまして、利用料金制度の導入ということで併用させていただきまして、使用料としてそれまで市に納めていたものにつきましては、指定管理者の収入にすることができるといようなことで、利用料金で賄えない部分については、市から指定管理料として出しているといような形になっております。続いて施設の利用状況等については、係長から概要を説明させていただきます。

松本スポーツ振興係長

社会教育課スポーツ振興係の松本です。宜しくお願いいたします。座って失礼させていただきます。

1ページの下段から2ページ上段が利用状況の内、施設利用者数となっております。利用者総数はこの2年、21万4000人台で推移しております。①のトレーニングルームの減少につきましては、外国人の方の利用数の減少、民間施設への移行。③のプール利用者の減少につきましては、プログラム数が減ったことが原因と考えられます。②のスタジオは健康ブームもありまして、フラダンス、ズンバ、ラテン系ダンスですけれども、の利用者が増加しております。

2ページをご覧ください。(2)の稼働率は、2～3ページになりますが、算定方式が備考欄にあります。①のトレーニングルーム、②のスタジオ、③のプールは年間利用者数を営業日数・回転数・定員数で除しております。トレーニングルームは1回の平均利用時間を3時間、スタジオ・プールは2時間としております。プール・トレーニングルームは日曜日・祝日は18時までの営業となっております。④アリーナ、⑥武道場は利用面数を利用可能面数・営業日数で除しております。⑤弓道場は利用者数を定員数・営業日数で除しております。⑦研修室、⑧その他は1日の平均利用者数となっております。3ページの中段、3管理運営状況ですが、(2)利用者一人当たりの運営経費は497円、(4)運営人員は正規職員21名、臨時職員19名となっております。3ページの下段から、4ページが施設管理に係るコスト情報となっております。

3ページ下段の(1)運営コストは、人件費、印刷費、通信費等であります。

4ページ(2)施設コストは、管理委託費、修繕費、光熱水費となっております。

トータルコストは約1億9,500万円。うち、プール・トレーニング室分が1

億240万円となっております。5 ページが収支差額の状況であります。平成24年度から利用料金制による指定管理をしていますので、(1)と(2)に分けさせていただきました。(1)の平成23年度決算額の欄を見ますと、市から1億9,510万8,000円の管理料を支払い、4634万2,045円を市へ収入したということであります。

(2)の平成24年度決算額の欄で見ますと、市から1億5,099万5,000円の管理料を支払い、利用料金の4,096万8,190円は市ではなく、体育協会へ収入されたということであります。利用料金収入の約84.9%の3,478万3,140円がプール・トレーニング室利用によるものとなっております。(3)の自主事業の状況は掛川総合スポーツクラブ、物品販売にかかるものであります。

松本社会教育課長

ちょっと説明が簡単なものですから、もうちょっと付け加えさせていただきます。1 ページをお願いいたします。1 ページ下段にトレーニングルーム、スタジオ、プール、プルトレとありまして、アリーナの方では大体7万人前後の利用者を維持しているというようなことです。

それから弓道場につきましては、全体的に下降しているような傾向が見られるということです。武道場につきましては、2万2,000人強で推移しています。それから1つしかありませんが、72人収容の研修室は意外と使われているという状況であります。それから、項目2の利用状況であります。トレーニングルームにつきましては、備考欄の算定式により計算しますと、平日の夜間がかなり良く、土日祝日はまあまあという感じです。スタジオは、決して良い稼働率とは言えない状況です。それから、プールにつきましては、意外と平日の昼間が92.5%で良い数字が出ております。それから土日祝日、これもやっぱり昼間が比較的プールは良いのではないかなというような状況であります。それから、アリーナにつきましては、一番低くても73.5%ということで、利用率が高くなっております。弓道場がご覧のように低いということです。それから、武道場につきましては、70%以上というような数字が出ております。そしてこのアリーナの利用状況については、3 ページの2の利用状況であります。アリーナの利用実績をご覧くださいますと、団体のまず1番目が掛川総合スポーツクラブとなっており、体協が行っているいわゆる掛スポの利用です。その結果、1番になっているというような状況であります。民間の方の利用でいきますと、マリオフットサルスクールというところが教室を開いている状況であります。

それから管理運営状況であります。運営人員につきましては、体育協会の方で、正規職員が21名、それから臨時職員19名を雇用しまして運営しております。その人件費につきましては、下段にありますように、①8,523万3,754円というような費用であります。あと、数字上でいきますと、総支出額が約2億円、そして収入(利用料金)としては約5,000万円ということで、指定管理料としては、差し引きの約1億5,000万円を投じて管理している現状であるというこ

とを報告させていただきます。

都築行革推進係長

すみません。少し補足をさせていただきます。資料1の5ページをご覧ください。先程来、利用料金制度とか併用制度とかそういった制度に関する説明がありました。この制度について、皆さんもしかしたらもうご存知かもしれませんが、ちょっと改めてここでご説明をさせていただきます。

市が公共施設を指定管理という形で出す時に、手法が3つあります。1つは使用料制度というもの。それから利用料金制度というもの。それからもう1つは指定管理料を払いつつ、利用料金制度も併用して行うというこの3つのやり方があります。それぞれどういう内容かと言いますと、最初に使用料制度ですけども、これは市がこの施設を管理するためにはこれくらいの経費がかかるだろうということで、市から管理する指定管理者に対してお金を支払います。そのお金をもって指定管理者はその施設を管理するわけなんですけども、その施設の収入については全部市に入れるわけですね。ですので、市は指定管理料を払って、そこの施設の収入は逆に市に戻ってくるということでもあります。これがですね、この5ページでいきますと、(1)の23年度までのところに数字が書いてありますけど、(1)指定管理者制度(平成23年度まで)というところですね。ですので、a)は、施設使用料収入(掛川市へ収入)と書いてありまして、その下は、b)指定管理料と書いてあります。この指定管理料というのがこの施設を管理するために必要な経費、ここでいうと1億9,500万円。これを指定管理者に支払って、この施設で得られた収入が、a)4,600万は全部市に入る。こういう仕組みが使用料制度です。

それから利用料金制度はと言うと、もうその施設を管理運営するための経費は、全部指定管理者に独立採算で賄ってもらおうという仕組みです。ですので、収入をもって支出をきちんと全部指定管理者が賄おうという仕組みが利用料金制度です。

それで、最初に説明した使用料制度と2番目に説明した利用料金制度の真中にあるのが併用制度というものであります。この制度は、24年度から実施されているわけなんですけど、(2)指定管理料・利用料金併用制度(平成24年度から)ということでもあります。これはですね、施設にかかる経費の総額というのが、1億9,500万円くらいかかるという時に、使用料収入が約4,000万円、そうするとその差額が単純に1億5,000万円あるわけなんですけど、それが指定管理料として指定管理者に支出されるという仕組みなわけです。

それで、なぜそのような3つの制度があるかということなんですけど、独立採算が一番良いわけですし、そうすると指定管理者はその施設を運営する時に、施設の効率的な運営もしなくてははいけないし、なおかつ独立採算で賄わなければいけないから、サービスを最大限向上していくというようなインセンティブが働くということです。

ですので、元々指定管理者制度導入の目的というのは、市民にとってもサービスが最大化していき、それから、市にとってもその施設の効率的な運営が図られていく。それから、指定管理者にとってもそこにビジネスチャンスがある。というこの3つが成り立つというのが指定管理者制度の目的です。利用料金制度を独立採算型でやることによってその目的が達成される、それが一番です。そうでなく、なかなか利用料収入が得られない施設。例えば老人福祉センターみたいに、使用料自体が安いとか、児童館みたいに施設そのものの運営について利用者からはお金を取ってはいけないものとか、或いは市民ホールや文化施設みたいにある程度税金の投入をしてでも、安い価格で芸術文化に触れ合う機会を設けさせるべきだと判断した施設などは、なかなか独立採算では賄えない。だから、先程の使用料制度とか併用制度というのを利用しています。

それで23、24年度というのは、ちょうど指定管理者の指定替えが多くあった年でありました。その時に今後の指定管理者制度導入施設についての運営方針として、市では、可能な限り利用料金制度に近いものを導入しながら、指定管理者のインセンティブを高めるような取り組みを行ったわけです。その一環として、このさんり一なについても24年度から、独立採算ではありませんが、併用制度という形で運営をしたということです。ですので、この5ページの資料は、そのような理由で23年度までと24年度分は区分されております。22、23、24年度とそのような取り組みをしてきたので、この2カ年の反省を踏まえて、施設運営のあり方についてきちんと方向性を見出していきたくてそんなふうに考えております。

伊藤会長

ありがとうございました。一応説明の方は以上です。それでは、まずこの資料1、2、3に関して何か分かりにくい点とか、質問がありましたら言ってください。

西村委員

質問をする前に、このさんり一なが対象に挙がったということで、実は昨年12月26日に提言をした分科会A（経常経費見直し・刷新の分科会）でこの案件については、一応提言という形で結論を出していますが、そのポイントについて若干説明をさせていただきます。

その時の資料を持ってくれば良かったんですけども、ちょっとメモと記憶を基に申し上げます。冒頭、資料3を基に都築さんの方からご説明がありましたが、あの資料3の基になっているのが、指定管理者のモニタリング調査結果です。これは市が実施した評価視点が基本11項目ありました。それで分科会Aでは、その調査結果に加えてですね、民間ビジネス視点や民間の経営流用手法、そういったものを評価視点に加えて、再度、指定管理施設に関して定量的・定性的に管理運営形態と行政の関与の必要性、施設の存在意義というものを総合

的に評価いたしました。

それで、その結果例えば公共目的を理由に、先程都築さんの説明でも指定管理の3つの大きな役割があり、その1つに市民サービスの最大化というご説明がありましたが、まさにそういった公共目的を理由に極端な収支差額に対して全く問題意識が伺えられない。或いは逆の立場で言えば、指定管理者の財布が小さくて改善へのインセンティブが高まらない。或いは指定管理者設定に関して競争性が低いとか、或いは使用料が安易に支払い免除されているとか、経営責任の所在が不明確であるとか。そういうところの結論を見るに至ったわけがあります。

それが去年の12月末の分科会Aの答申内容なのですが、先程都築さんの一番最初の説明にあった資料3をちょっとお出し願いたいのですが、例えば定量的な評価で、収支率の推移については、若干微改善はしているのですが、その下の収支差額の推移、△1億5,000万円ほどが3年連続で続いています。或いは利用者数も微増しかしていない。微増というか微減というか、まあ100前後しか変動していないなど。いわゆる民間経営的な視点から見ると、非常に赤字の垂れ流しのよろしくない経営運営であり、施設であるということが本当にこれで明白化するのは、ですからその裏面の、合計点に基づく基本評価が4点となっているのは、これは指定管理や補助金など色々なことをやってきたんですけども、この施設がとりわけ低い評価になっているということをもまずご認識していただきたいというふうに思います。

それをまず前段でご理解賜って、僕の方から質問が少しあります。

1つはですね、ここで22年度からですか、指定管理者制度に入ったということなんですが、実はさんり一ながオープンした時は市の直営でやってたんですけども、直営時代と指定管理に移った時の実績の差というものを1回検証しないといけないと思います。それで、まず我々が得ている情報で言うと、指定管理に変わってから極端に利用者数や利用料収入が減っているんです。それで指定管理がスタートして、3年間の推移でその評価が今ここにあるわけですが、まずそのところから資料は見直さなければいけない、という点が1点。もう1点は松本課長からもご説明がありましたが、利用状況の稼働率について、この算定方式が右側の備考欄に書かれていて、これを基に算定されたんでしょいうが、果たしてこの稼働率の算定式が巷のスポーツ施設等々の民間のスポーツ施設のシュミレーションの算定式と合っているのかという点を大変疑問に思います。例えば回転率が中に入っているものですから、これは回転率の設定をどうしたかという見方を入れるだけで、実は稼働率が跳ね上がってしまうのです。

多分、ここにいらっしゃる皆さんは、さんり一ナの平日プールに行かれた方もいらっしゃると思いますが、大体2、3人しか利用されてないんですね。学校の水泳部が20～30人一度に来た時は別として、一般の市民の利用がどのくらいになっているかというのは、ほとんど平日昼間というのは利用されていません。でもこの数字を見ると92.5%ですから、この辺の数字の妥当性につ

いては、算定式から見直さないと、実態があぶり出されないのではないかな。それやるためには、一般的な民間の企業の算定方式と一度比較されることが正しいのではないかなと思います。ぜひ、その点を踏まえた資料提出を再度お願いをして、次回からの議論に進むべきだと思います。

伊藤会長

今、資料請求の話がありましたけど、この辺はよろしいですかね。次回までにぜひお願いいたします。その他、この資料に関していかがですか。

鈴木委員

今、西村委員が言ったことをもう一度言いますが、私も昼間プールによく行きますけど、平日92.5%というのは、あと7%増えると一杯だということですよ。そんな誰が信じるか、嘘をこけという感じですね。冗談じゃあないですよ、本当に。何なんですかこれ、って思います。冗談じゃあないですよこれ。ガラガラですから。

伊藤会長

さんりーなのプールへ行って見て来られた方は、ちょっと手を挙げてみてください。2人、じゃあ後6人の方々は行ったことがないということですかね。

昼間や土日の空いた状態をどうしたら稼働率が高くなるか、稼働率の算定もさることながら、そういうことが非常に大きな課題になろうかなと思います。他に質問のある方はございませんか。

山内副会長

2つちょっと次回に向けてお願いがあるのですけれども、分科会Bの方でも議論されましたが、利用料金の問題です。この利用料金は、当然条例で定められていて、指定管理者が上げたり下げたりすることは、特に上げたりすることはできない。そのような状況なので裁量がないということになりますが、類似施設、プール或いはアリーナなど、その面積が違うというのは当然あると思いますが、一度比較してみたらどうでしょうか。

結構、低廉にしてあるのかどうか。このような施設というのは、県内外も含めてあちらこちらにあるし、隣の袋井には「月見の里」というプールがありますけれども。そのような近郊の例も含めて、それもちょっと比較したいので、その辺の資料もご用意いただきたいと思います。利用料金がある程度縛られているなら、もう利用料金を上げるというのは難しく、稼働率を上げるということになるのでしょうか、それが本当に適切なのかという問題がまず1つ。

それからもう1つは、自主事業を色々やられているということですが、収入としては24年度決算で9,200万円くらいの収入があるということですが、どのような自主事業をやっているのかという点と、それからもう1つは指定管理をや

る時に募集要項があると思いますので、募集要項ではどう記載されていたのか見てみたいと思います。募集要項はすでにあると思いますので、また次回資料として配布していただきたいと思います。

伊藤会長

とりあえず、今次回までにと言われたのが、1つは指定管理に移行した時と、その前の直営時代との差がどんなものかという点を検討をしたいということ。特に利用者が極端に減っているという事実があるということです。

2つ目としては、稼働率の算定式について、他の民間のスポーツ施設と比較をしてみたいということです。92.5%という稼働率は、実態から見て本当にいかなものかということでございます。それから、現在の利用料金について類似施設との比較です。それから、自主事業に関して、どんな自主事業なのか、また募集要項がどうなっていたのかという点です。以上の4点が出ております。他に何かございますでしょうか。

高田委員

なかなか算定方法の難しいところもあると思うのですが、でもアリーナについては、時間ごとの面貸しじゃないですか。ここについては、予約がちゃんと入っていてこの稼働率の信頼性というのは高いのではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。逆に言いますと、夜間もしこの95.6%ということになりますと、ほとんど予約が取れない方が相当数いるという話で、90%を超えるようだったら、夜にもっと時間延長して、枠を倍くらい広げるというようにしないと、なかなか予約が取れないという現実があるんじゃないかなと思います。普通に考えて、もう施設が作られていますので、あと売り上げを上げるとすると、稼働率を上げるしかないかな。人気があって一杯だったら、最大24時間もう営業時間を延ばすしかないと思うのが、素直な考え方という風に思います。それだけもし稼働率が高いのであって、予約が全然取れないという状況であったら、営業時間を少し延長するように努力するのが一般的に我々の民間的な感覚でありますので、その辺も少し調べたらどうかなというふうに思っています。以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。いずれにしてもこの資料への質問、それから、どんな課題があるのかという辺りを、きちんとピックアップし検討していく必要があるかなと思います。まだ若干の時間を余しておりますので、今この時点で感じられる課題という辺りをもしあれば、ご発言をいただきたいと思います。

私も、先程言いました浜松フラワーパーク・フルーツパーク、指定管理者制度における指定管理者のスタンスというか、こんな様なやり方もあるのかなという感じで、驚いたりしている部分もあるのですが、まさに、フルーツパ

ークなんかは時之栖の方ですね大きな投資をしまして、例えばイルミネーションを設置したりとか、稼動時間も、6時までだったのを9時までに伸ばすとかそんなのも新聞で見ましたが。いずれも民間の色々なノウハウを入れ込んでやっていますね。おそらくこのさんりーなについてもまだまだ色々な課題があってですね、それを実行する中で、改善が見られるんじゃないのかなと、私個人的には思っている次第でございます。

西村委員

今課題はどういうものがあるかという会長の問いかけなんですけども。このさんりーなというのは総合的な施設なものですから、アリーナっていう体育館全体で色んなイベントとかスポーツ大会をやる機能と、プルトレみたいにトレーニング系ですよ、それからスタジオがあって、そして特定の団体に使用が限られている弓道場とか武道場とあってあるのですから、これの性格付けをしっかりと分けてですね、議論していかないと、一緒くたに総合的な体育施設として評価をすると全く違う議論になってくると思います。ですから、収入の8割9割はほとんどプルトレの収入ですから、そこに投下しているコストと収入の見合い、そこでやっぱり分解して考えていく。アリーナはアリーナで、さっき高田委員からのご指摘もありましたけど、収入とそこにかかっている直接コストはどうなっているのか。そういう見方をそれぞれしていったらやらないと、多分議論も進まないだろうと。その先におそらく、プルトレみたいにフィットネスジム系だったら、それを専門にやられるところがあるのですから、そういうところにお任せした方が家賃収入が入って、出て行くコストがなくなりますから非常に良いですとかね。という結論付けにいくと思うのです。ですから全体で議論するのではなくて、ちょっと分けていって、それぞれの機能別にアプローチしていくという課題形成が必要だと思います。

伊藤会長

はい、ありがとうございます。他にないですか。私も恥ずかしながら、こういう施設に関して非常に無知なものですから。言葉自体もわからないものが多いですけど。次回までに自分なりに一生懸命勉強して、色んな問題を含めて考えて参りたいと思っております。

山内副会長

アリーナがアマチュアスポーツの使用と、それから商業宣伝とかというような形で今料金が多分違うと思うんですけども、その辺の割合というのはどういう風になっているのかという。収入構造になってくるんですけど。高めるといふのだったら、この商業宣伝とか営業目的のものを多くした方が良いだろうという。元々の目的はそれが目的ではないのだけれども。多少、民意的な発想になると、こういったものを高めたたら良いのではないかと。

但し、これだけ稼働率がいっぱいになっているとなると、なかなか入り込む余地はないというのがあるわけなんですけど。その辺がどうなっているのかというのと。それから、そういったアマチュアスポーツを使用する場合と商業宣伝とかそういった企業さんが使用する場合、申し込みの応募期間は一緒なんですか、別なんですか。学校だとか、あと企業さんだとか、そうでない普通の民間のスポーツ団体の人達が予約する時ってというのは、予約の開始が全部一律なんですか。

松本スポーツ振興係長

開始は一緒なんですけども、1つは優先利用の話として、それは全国大会でありますとか、東海大会でありますとか大きい大会の予約があれば、優先させていただくということを見せていただいておりますが、特に、商業、一般の企業で期間が違うということはありません。

都築行革推進係長

すみません、補足です。今のアマチュア利用と商業・営業目的利用の関係でお答えします。資料2をご覧ください。資料2の1ページで、これ条例で定めている施設の利用料の関係で、アリーナから武道場、1つめくってプルトレとありまして、ここで変わったスポーツがあると、商業宣伝、営業目的の場合について料金を区分けします。それから、施設を使う時に無料体験があって、そういうのは市を挙げてっていうんですけど。具体的には例えば義務教育の一環で小中学校の児童・生徒さんが授業で使う場合。或いはプールで入った時に介護者、身体障害者の方がご利用される場合に、介護者が傍らに付いて、そういった場合にその方の方を無料にするとか。そういった規定があります。以上です。

山内副会長

今の減免の関係で、ちょっと私に別に関わってくるのが、障害者を支援する団体なら誰でも減免を受けられる、健常者でも誰でもっていう。介助者じゃなくても、そういう団体なら誰でもっていう、そういうちょっと不合理なところが実はある。これは浜松で実はありまして。ちょっとそれって問題じゃないかなという風を感じている部分があるんですけども。支援している、我々はって主張するんですけど、他の団体だってそういう社会的なことを色々やっている人達は、なぜ減免出来ないのかっていうのがあります。それにはプールでは身障者の介助者のみということで良いですね。他にはないですよ、減免を認めているのは。

伊藤会長

基本的な質問で申し訳ないんですけど、資料2のですね、1ページ。第8

条関係ってありますが、この第8条というのはどういうものかというのが1点と、この施設利用料金アリーナの表ですけどね、これ素人にとっては非常に分かりにくいと思います。アマチュアスポーツ等に使用する場合、入場料を徴収しない場合って書いてあって、右側の方にいくと4,600円と4,800円と色々ありますので、一般的な資料として見ますとこんがらがっちゃうんですよ、これ、説明していただけますか。第8条の問題と、この表アリーナのところで結構ですけど。入場料の徴収というのは誰が払って、誰が受け取るのかというその辺りもですね。お願いします。

松本社会教育課長

第8条というのは東遠カルチャーパーク総合体育館条例というのがあります。その中の第8条ということで、利用料金という情報が入っております。ということで、利用料金があって、使用者は指定管理者に対し、体育館の利用に関わる料金を支払わなければならない。使用者は指定管理者に対して支払うってことです。

都築行革推進係長

入場料を徴収するかしらないかという区別は、例えばアリーナを使う団体があって、その団体がそこで大会をやる時に、その大会に参加するためにその人達が学校を通じて参加したいという時に、参加料を取るか取らないかによって、使用料金が区分されているわけです。

伊藤会長

要するに入場料を徴収しない場合というのは、使用する団体が一般の人とか、大会に参加する人から徴収しない場合ということですね。そうするとこの右側の一般が4,800円というのは、ここはどういうことになっているのか。これは、使用者が指定管理者に払う。なるほど。

都築行革推進係長

例えば、テニス協会などのスポーツ協会が、ここを9時から正午まで使うという時に、ここでスポーツ大会を主催する団体から指定管理者が使用料の4,800円を徴収します。

伊藤会長

わかりました。どんな質問でも、もし分かりにくいことがあれば遠慮なく。

松本社会教育課長

すみません。例えばですね、アリーナを使う時に、サッカー協会というのがございまして。それはアマチュアの団体の集まりです。そこが、社会人の大会

を開くという時に、参加料をそれぞれのチームからいただくんです。そうしたのが一応入場料、参加料を徴収する場合というのが、アマチュアの関係。例えば今度商業宣伝となりますと、例えば特定するといけないんですが、ヤマハでジュビロとかそういったことでサッカー大会を催すというようなこととなりますと、商業宣伝ということになりますして、更に、入場料、参加料をいただいでるの大会と、それは取ってないよという大会ということに分けられていきます。

伊藤会長

よく分かりました。これで例えば入場料を徴収する場合というのは、2,000円未満だと14,400円、4,000円以上だと24,000円、これは要するに入場料をたくさん取れば、取っただけこの使用料金も高くなりますよということですね。それから、時間帯によっても区切られてくる。この時間帯というのは割と空いているから安いとか。例えば、9時から正午までだと14,400円だけでも、午後4時から6時までだと9,600円ですけど。

山内副会長

ただ、ご覧いただきますと、午前9時から正午までというのは3時間ですよ、それで午後4時から午後6時までというのは2時間なものですから、1時間単価少ないという格好です。

高橋委員

先ほど稼働率の件で、委員さんの中からも出ているかと思えますけども、アリーナにしろ、室内プールにしろこういった施設へ来る人というのは大体決まっていると思うのですよね。で、低いところについては特にそうなんですけども、それについてのその勧誘の方法とか、色々皆さんの仕掛けている方法、どのようにやられているのでしょうか。ちょっとお聞きしたいのですけど。

松本スポーツ振興係長

さんりーなの方のPRにつきましては、市内には元気はつらつ通信というのを1ヶ月に1回交付する、折込みをさせていただいている中でも施設の利用についてPRしています。あとはホームページというのが主なPR方法になっていると思います。

伊藤会長

よろしいですか。他には。

荒木委員

過去3年間の実績を見ると、人数は増えていない、赤字は垂れ流しているという状況で、指定管理者の方はそれなりに努力なり、課題なり、問題解決な

りされてきているんだと思うのですが、その辺のところの、指定管理者から見た問題点・課題そういうのが、あつたらぜひまとめておいていただきたいと思うのですが。

伊藤会長

今でなくてもいい。

荒木委員

今でなくてもいいです。

伊藤会長

この問題ですけれども、いずれにしても一度、委員の皆さんで視察をさせてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。となると、その辺の日程調整をですね、ぜひ事務局の方でやっていただきたいなど。そういう中で現地のご担当の方との面談をさせていただき、色々なネックだとか、要望とかですね、色々なところを探って検討材料にしていきたいと、こんな風に思っております。

一応そんなところで、日程調整につきましては事務局の方にお願ひし、また今後、もし必要ならば遠慮なく事務局の方に質問をし、理解を深めていって欲しいなど、そんな風に思っております。

都築行革推進係長

逆にいくつか、先程提出要請のあつた資料の件について、ちょっと確認をさせて下さい。稼働率の問題、課題について、この稼働率の出し方についてスポーツ振興係さんは何も悪くなくて、これは僕の係がこういうやり方で出してくれと頼んだものですから、私の課の責任において修正したいと思ひます。アリーナはですね、多分面貸し、先程委員さんからもご意見があつたんですけど、多分アリーナとか武道場なんかはこのままで良いと考えてます。逆にですね、トレーニングルーム或いはスタジオ、プールなんですけど、その滞在時間が一人あたりの平均時間をどれくらいにおくかという考え方が、少し委員さんからの意見からいうと、異論があつたというわけなんです。

例えば、トレーニングルームでいくと、基本的な考え方というのはそこに設置してある器具が、器具とは色々なトレーニングの器械とかというのがあるんですけど、それを全部埋まっちゃつた時に、大体ここでいくと3時間だろうとすると、営業時間9時間なんで何回転するかっていうような考え方であつて。で、逆にこれそんなことではなく、普通こうなんだよっていうやり方があればですね、一つ逆に教えて貰ひたいです。

それからもう1つ、募集要項の件がありました。募集要項はこの指定管理者選定において公募をかけた時の公募の条件なのか、例えば自主事業はこうあるべきって言うてこちらから条件を出した時なのか、ちょっとその辺はどうでし

ようか。この2点をですね確認をさせていただきたい。

山内副会長

結局募集のところを何を求めているのかっていうようなことがあって、こういうことをやりなさいよっていうことをやるっていうのがあるんでしょうけども、逆に言うと、そういうことで定めてないがために、やりたくてもやれないというのがあるのではないのか。制約が多いっていう話の中なのか、プールっていうのは。まだ抽象的なものですから具体的にならない。実際には指定管理者の方もどういう風に思っているかというのは分からないですけども。何が制約なのか、料金だけなのか、それ以外を言っているのか、あるのかないのか、この営業目的っていうのをもう少し広く考えても良いのではないのかとか。おそらく飲食かなんかは駄目だと思いますけど、そういうのがあるのかないのかとか。ここでそんなのやるべきかという問題はありますけど。それを少し分かればというような意味合いです。

あと、全然違いますけど、48億使ってまでかけて作ったんですね。当然設備が古いのはある訳なんですけども、掛川市ってやたら吹き抜けとか大空間が好きなんですよね。今まで建ってるこの市役所も然りで。浜松なんかフォルテなんか潰したっていうのはその大空間が、要するに空調も含めて非常にコストがかかるというようなところで、そう使ってない空気のところをなんでっていうような。開放的で非常に気持ちが良いっていうのはあるんでしょうけれども、そこの部分って利用出来る床ではないっていう。行革的にはそういう風な見方をしてきていました。それを取り壊せっていう訳ではないんですけど。素朴な疑問です。なぜああいう風な設計になるのかなあというのはね。それと、一度現地に行った時にお話し聞かせていただければと思います。

伊藤会長

ありがとうございます。私からお願いしておきたいのは、要は、色々条例での縛りとかあるように思いますので、そういう条例とか規定の中でですね、このさんりーなに関わるもの。それをピックアップして、整理しておいていただきたいと思います。その他いかがですか。

高田委員

先程稼働率のところなんかでもね、ちょっと向こうの方にやってもらえばいいのは、1日当たりの人数がわかるじゃないですか、そしたらね、あと30分ごと何人その場に居たか、稼働時間内で30分毎に集計を取っていけば、これで計算するとすぐ大体出ますので、何時間滞在したとかね。そういうのは数日あれば大体正確な情報が出てきますのでね、何かの参考になるとと思います。以上です。

伊藤会長

他にはいかがですか。この問題は、9月末までに取りまとめをして、提言をすると。こんな予定になっておりますが、その間をどのような日程にしていくか、とりあえず、今日のところはそのままにして、事務局の方ですね、視察の日程について調整をお願いしたいなど、そんな風に考えております。では、後は事務局さんの方へ振らせていただきますので、よろしく申し上げます。

5 その他

鈴木企画調整課長

熱心な審議ありがとうございました。今、先程言われましたように、次回の日程をさんり一なの視察を含めて、次回にはある程度お話を出来るような形でいきたいと思いますが。次回は多分さんり一なの1室を借りてそこでするといような形にしたいと。

伊藤会長

例えば、日を決めた時に、いつもの7時から9時を前提に、前1時間ぐらいで視察をするという手もありますし、視察の方は、時間的に何時が良いのか。その辺も含んで、選択肢が多いのかなと思うのですが。

鈴木企画調整課長

わかりました。なるべく皆さんの負担にならないような形でさんり一の方を見ていただくと、そんな案を作ってまた皆さんの方に照会させていただきたいと思います。

中山企画政策部長

時間も迫ってきているということで、一言すみません。テーマにつきまして、さんり一なを挙げていただきまして、ありがとうございます。実は私は体育協会のさんり一なに関わっております、このさんり一なの出来る前から関わっております。私はバドミントンをやっているのですが、さんり一なの大会で年間2回使っております。

先程から経費がですね、1億5,000万円ほど年間出ているわけですが、せっかく市としましては、こうした立派な施設を作りましてですね、なるべく大勢の皆さんに使って貰いたいということで、利用料も比較的安く、民間の目線でいけば大変安い利用料であります。一面、市としましては大勢の人に使っていて、これは健康づくりの投資的な経費というようにも思います。これで多くの人にスポーツに親しんでいただいて、健康になっていただければ、医療費の負担が少なくなる、というような一面もございます。そういった面で比較的安い料金で多くの人に使って貰うという意味で、これまで市としてはこういう料金設定でやってきたということだと思います。それは一面の見方かも

しれません。皆さん方によく現実を教えてくださいまして、少しでも運営経費、そういったものがコスト削減出来るように取り組んでいって、それと、事業としての改善に努めさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。

5 閉 会

鈴木企画調整課長

予定していた議題は、これで全て終わりでございます。他に何かなければ、以上で終了したいと思います。よろしいでしょうか。

それではこれを持ちまして第3回掛川市行財政改革審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。